

2025年11月21日

各 位

会 社 名 株式会社明光ネットワークジャパン
代表者名 代表取締役社長 岡本 光太郎
(コード番号 4668 東証プライム)
問合せ先 取締役経営企画部長 坂元 考行
(TEL 03-5860-2111 代表)

取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年12月19日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 77,500株
(3) 処分価額	1株につき715円
(4) 処分価額の総額	55,412,500円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※） 3名 35,500株 当社の執行役員 5名 9,600株 当社の従業員 6名 7,100株 当社の子会社の取締役 16名 25,300株 ※ 社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとより一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2024年11月15日開催の第40回定時株主総会において、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額100百万円以内とすること、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当社は、当社の執行役員に対しても、本制度と概ね同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しておりますが、2024年11月15日開催の第40回定時株主総会において本制度の改定が承認されたことを踏まえ、当社の従業員及び当社子会社の取締役に対しても、本制度と概ね同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、取締役3名、執行役員5名及び従業員6名並びに当社子会社の取締役16名（以下、併せて「対象者」といいます。）に付与される当社に対する金銭報酬債権（執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役の場合は金銭債権。以下同じ。）の合計55,412,500円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金715円）、当社の普通株式合計77,500株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象者は、2025年12月19日（払込期日）から当社の取締役の地位を喪失する日まで（なお、①対象者が執行役員又は従業員の場合は、当社の従業員の地位を喪失する日〔定年退職後再雇用された場合は当該再雇用に基づく地位を喪失する日〕まで、②対象者が当社子会社の取締役の場合は、当社子会社の取締役の地位を喪失する日まで）（ただし、当該日が2026年度における当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、当該半期報告書の提出日）の間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象者が、2025年12月19日（払込期日）から2026年8月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（なお、対象者が執行役員の場合は、2025年9月1日から2026年8月末日までの間とする。以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役の地位（対象者が執行役員又は従業

員の場合は当社の従業員の地位、対象者が当社子会社の取締役の場合は当社子会社の取締役の地位）（以下「本地位」という。）にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、全ての本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年11月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である715円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上